

## 事業活動環境計画書

(新規・~~変更~~)

令和 元年 7 月 5 日

(あて先) 広島市長

住所 〒732 -8691  
広島市南区西蟹屋一丁目1-7ふりがな かぶしきがいしゃ ひろしまぎんこう  
氏名 株式会社 広島銀行

代表取締役 部谷 俊雄

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第9条第1項、第9条第5項又は第13条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の要件	別紙のとおり	
事業の概要	別紙のとおり	
計画期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	
温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等	別紙のとおり	
大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等	別紙のとおり (※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)	
連絡先	担当部署	人事総務部 総務課
	担当者氏名	岡田 正明
	住所	広島市南区西蟹屋一丁目1-7
	電話番号	082-504-5068
	ファックス番号	082-242-7182
	電子メールアドレス	masaakiokada@hirogin.co.jp
※受付欄		※特記欄

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 記名(法人にあつてはその代表者の氏名)・押印に代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができます。

3 大規模事業所とは、条例第9条第1項第4号に定める事業所をいいます。

4 「エネルギー起源二酸化炭素排出量算定書等」を提出してください。また、大規模事業所を設置している事業者については、事業所ごとに「大規模事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に係る重点対策評価票」を添付してください。

5 変更後の「事業活動環境計画書」を提出するときは、変更の概要を添付してください。

氏名 <small>(法人にあつては名称)</small>	株式会社 広島銀行
住所	広島市南区西蟹屋一丁目1-7
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成28年度～平成30年度 (平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	--

2 事業の概要

事業者の業種	普通銀行 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：6221)
事業の概要	明治11年創業・広島県に本店を置く唯一の地方銀行であり、中四国を中心に、地域に密着した店舗展開を行っている。 広島市内には本支店53、出張所3、中区に事務センター(〈ひろぎん〉中央ビルディング)、佐伯区にコンピューターセンター(ゲネシス)1がある。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

改正省エネ法への取組みに広島市内事業所は当然に包括されており、改正省エネ法における「エネルギー管理統括者」「エネルギー管理企画推進者」を中心に温室効果ガス排出の抑制を図っていく。
---

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	9,295 t-CO <sub>2</sub>	9,300 t-CO <sub>2</sub>	-0.1 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		9,300 t-CO <sub>2</sub>	-0.1 %
目標設定の考え方	既存設備での節電は、限界が見えており、営業店の空調や照明の更新による効率向上を見込むが、最終年度に新本店が竣工するため、実数は不透明であり、過去3年の平均値の維持を目標とし、目標の変更もあり得る。		

- \*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- \*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- \*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- \*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- \*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- \*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。